

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

行政職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	432	6.6%	職員	432	2,372	36.4%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	1,940	29.8%	職員	1,940			
3級	主任の職務	1,839	28.3%	主任	1,839	1,839	28.3%	主任
				(うち、再任用短時間)	5			
4級	1 係長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務 3 指導主事の職務 4 事務長の職務 5 守衛長の職務 6 車庫長の職務 7 作業管理長の職務	1,177	18.1%	係長・担当係長	1,074	1,177	18.1%	係長級
				所長・園長	24			
				指導主事・事務長	71			
				車庫長・作業管理長	8			
				計	1,177			
5級	課長補佐の職務	405	6.2%	課長補佐	405	405	6.2%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する室の長の職務 3 課に相当する事業所の長の職務 4 副所長の職務(保健福祉センター及び川崎港管理センターを除く。) 5 主任指導主事の職務 6 副館長の職務	536	8.2%	課長・担当課長	497	536	8.2%	課長級
				室長	7			
				所長・館長・園長	29			
				副所長	3			
				計	536			
7級	1 副区長の職務 2 部長又は担当部長の職務 3 部に相当する室の長の職務 4 部に相当する事業所の長の職務 5 副所長の職務(保健福祉センター及び川崎港管理センターに限る。) 6 事務局の長の職務(看護短期大学及び市民オンブズマン事務局に限る。)	147	2.3%	副区長	7	147	2.3%	部長級
				部長・担当部長	93			
				室長・所長・場長	39			
				副所長	8			
				計	147			
8級	1 局長、本部長又は担当理事の職務 2 区長の職務 3 会計管理者の職務 4 委員会等の事務局の長の職務 5 危機管理監の職務 6 技監の職務 7 税務監の職務 8 教育次長の職務	33	0.5%	局長・本部長・担当理事	19	33	0.5%	局長級
				区長	7			
				会計管理者	1			
				事務局長	3			
				税務監・危機管理監	2			
				教育次長	1			
				計	33			
合計		6,509	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

行政職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能的職務に従事する職(以下「技能職」という。)又は単純労務に従事する職(以下「業務職」という。)の職務	2	0.1%	職員	2	1,225	89.4%	職員
2級	相当の技能、経験を必要とする技能職又は業務職の職務	121	8.8%	職員	121			
3級	高度の技能、経験を必要とする技能職又は業務職の職務	1,102	80.4%	職員 (うち、再任用短時間)	1,102 (17)			
4級	職長の職務	145	10.6%	職長	145	145	10.6%	職長
合計		1,370	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

医療職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	0	0.0%	職員	0	0	0.0%	職員
2級	係長又は担当係長の職務	2	8.3%	担当係長	2	2	8.3%	係長級
3級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所等の長の職務	7	29.2%	担当課長	7	7	29.2%	課長級
4級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する事業所の長の職務 3 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の課長若しくは担当課長又は課に相当する事業所の長の職務 4 医監の職務 5 副所長の職務(保健福祉センターに限る。)	8	33.3%	担当部長	3	8	33.3%	部長級
				医監	2			課長級
				担当課長	3			
				計	8			
5級	1 局長、本部長又は担当理事の職務 2 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の部長若しくは担当部長又は部に相当する事業所の長の職務 3 医務監の職務	7	29.2%	担当理事	1	7	29.2%	局長級
				担当部長	1			部長級
				医監	5			
				計	7			
合計		24	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

医療職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療技術職員の職務	42	6.7%	職員	42	294	46.7%	職員
2級	高度の技術又は経験を有する医療技術職員の職務	252	40.0%	職員	252			
3級	主任の職務	164	26.0%	主任 (うち、再任用短時間)	164 (2)	164	26.0%	主任
4級	1 係長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務	89	14.1%	係長・担当係長 計	89 89	89	14.1%	係長級
5級	課長補佐の職務	38	6.0%	課長補佐	38	38	6.0%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所の長の職務 3 副所長の職務(保健福祉センターを除く。)	37	5.9%	課長・担当課長 所長・園長 副所長 計	33 3 1 37	37	5.9%	課長級
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する事業所の長の職務 3 副所長の職務(保健福祉センターに限る。)	8	1.3%	部長・担当部長 室長 計	6 2 8	8	1.3%	部長級
合計		630	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

大学教育職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 助教の職務 2 助手の職務	10	33.3%	助教	10	10	33.3%	助教
2級	講師の職務	6	20.0%	講師	6	6	20.0%	講師
3級	准教授の職務	8	26.7%	准教授	8	8	26.7%	准教授
4級	学長又は教授の職務	6	20.0%	学長・教授	6	6	20.0%	教授
	合計	30	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

高等学校教育職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務	5	1.4%	実習助手	5	5	1.4%	職員
2級	1 教諭又は養護教諭の職務 2 高度の知識、経験、技能を有し、実習指導にあたる実習助手の職務	302	83.0%	教諭	277	302	83.0%	教諭
				養護教諭	10			
				実習教諭・ 教諭(実習担当)	15			
				計	302			
3級	総括教諭又は主幹教諭の職務	39	10.7%	総括教諭	38	39	10.7%	総括教諭
				総括教諭(養護)	1			
4級	副校長又は教頭の職務	13	3.6%	副校長	4	13	3.6%	教頭・副校長
				教頭	9			
5級	校長の職務	5	1.4%	校長	5	5	1.4%	校長
合計		364	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

義務教育諸学校教育職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務	0	0.0%	助教諭	0	0	0.0%	助教諭
2級	1 教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 高度の知識、経験又は技能を有し、 実習指導にあたる実習助手の職務	4,565	81.2%	教諭	4,382	4,565	81.2%	教諭
				(うち、再任用短時間)	(84)			
				栄養教諭	22			
				養護教諭	161			
	計	4,565						
3級	総括教諭又は主幹教諭の職務	714	12.7%	総括教諭	675	714	12.7%	総括教諭
				総括教諭(養護)	39			
4級	副校長又は教頭の職務	174	3.1%	副校長	2	174	3.1%	教頭・副校長
				教頭	172			
5級	校長の職務	168	3.0%	校長	168	168	3.0%	校長
合計		5,621	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

消防職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	422	29.4%	職員	422	761	53.1%	職員
2級	1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務	339	23.7%	職員	339			
3級	主任の職務	406	28.3%	主任	376	406	28.3%	職員・主任
				職員 ※1	30			
				計	406			
4級	係長、担当係長又は出張所長の職務	131	9.1%	係長・担当係長・出張所長	131	131	9.1%	係長級
5級	課長補佐の職務	65	4.5%	課長補佐	65	65	4.5%	課長補佐
6級	課長、担当課長又は副署長の職務 隊長の職務	54	3.8%	課長・担当課長・副署長	53	54	3.8%	課長級
				隊長	1			
				計	54			
7級	部長、担当部長又は署長の職務	15	1.0%	部長・担当部長・署長	15	15	1.0%	部長級
8級	局長又は担当理事の職務	1	0.1%	局長	1	1	0.1%	局長級
合計		1,433	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※1 平成20年4月1日以前、職務の級が「3級」で、基準となる職務が「特に高度の知識又は経験を必要とする消防副士長の職務」に該当していた職員

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。



等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

特定任期付職員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	1	50.0%	1	1	50.0%	-
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務	1	50.0%	1	1	50.0%	-
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で特に重要な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
合計		2	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

第1号任期付研究員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務	1	100.0%	1	1	100.0%	-
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務		0.0%	0	0	0.0%	-
合計		1	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

第2号任期付研究員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	博士課程終了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
2	博士課程終了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務	2	100.0%	2	2	100.0%	-
3	博士課程終了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
合計		2	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

上下水道企業職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	54	6.0%	職員	54	274	30.7%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	220	24.6%	職員	220			
3級	主任の職務	341	38.2%	主任	341	341	38.2%	主任
4級	1 係長又は担当係長の職務 2 作業長の職務	155	17.4%	係長・担当係長	146	155	17.4%	係長級
				作業長	9			
				計	155			
5級	課長補佐の職務	55	6.2%	課長補佐	55	55	6.2%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する所、センター及び場の長の職務	55	6.2%	課長・担当課長	42	55	6.2%	課長級
				所長	12			
				場長	1			
				計	55			
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当するセンター、場及び所の長の職務	12	1.3%	部長・担当部長	7	12	1.3%	部長級
				所長	4			
				場長	1			
				計	12			
8級	担当理事の職務	1	0.1%	担当理事	1	1	0.1%	局長級
合計		893	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

上下水道企業職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能的職務に従事する職(以下「技能職」という。)又は単純労務に従事する職(以下「業務職」という。)の職務	1	0.6%	職員	1	137	83.5%	職員
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職又は業務職の職務	10	6.1%	職員	10			
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職又は業務職の職務	126	76.8%	職員	126			
4級	職長の職務	27	16.5%	職長	27	27	16.5%	職長
合計		164	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

交通企業職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	7	9.1%	職員	7	32	41.6%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	25	32.5%	職員	25			
3級	主任の職務	13	16.9%	主任	13	13	16.9%	主任
4級	1 係長、副所長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務	13	16.9%	係長・担当係長	13	13	16.9%	係長級
5級	課長補佐の職務	6	7.8%	課長補佐	6	6	7.8%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所の長の職務	9	11.7%	課長・担当課長	9	9	11.7%	課長級
7級	部長、又は担当部長の職務	4	5.2%	部長・担当部長	4	4	5.2%	部長級
8級	担当理事の職務	0	0.0%	担当理事	0	0	0.0%	局長級
合計		77	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

交通企業職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	0	0.0%	職員	0	19	33.9%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	19	33.9%	職員	19			
3級	主任の職務	26	46.4%	主任	26	26	46.4%	主任
4級	1 係長、副所長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務	8	14.3%	係長・担当係長	8	8	14.3%	係長級
5級	課長補佐の職務	1	1.8%	課長補佐	1	1	1.8%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所の長の職務	2	3.6%	所長・担当課長	2	2	3.6%	課長級
合計		56	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

交通企業職給料表(3)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能職又は業務職の職務	1	0.3%	職員	1	323	91.5%	職員
2級	相当の技能及び経験を必要とする技能職又は業務職の職務	55	15.6%	職員	55			
3級	高度の技能及び経験を必要とする技能職又は業務職の職務	267	75.6%	職員	267			
4級	職長の職務	30	8.5%	職長	30	30	8.5%	職長
合計		353	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。



等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

病院企業職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	5	4.9%	職員	5	37	35.9%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	32	31.1%	職員	32			
3級	主任の職務	16	15.5%	主任	16	16	15.5%	主任
4級	係長又は担当係長の職務	23	22.3%	係長・担当係長	23	23	22.3%	係長級
5級	課長補佐の職務	9	8.7%	課長補佐	9	9	8.7%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 食養科長の職務	12	11.7%	課長・担当課長	12	12	11.7%	課長級
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する室の長の職務 3 副所長の職務(患者総合サポートセンターに限る。) 4 事務局の長の職務	5	4.9%	部長	1	5	4.9%	部長級
				室長	1			
				事務局長・副所長	3			
				計	5			
8級	局長又は担当理事の職務	1	1.0%	局長	1	1	1.0%	局長級
合計		103	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

病院企業職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	単純労務に従事する職(以下「業務職」という。)の職務	0	-	職員	0	0	-	職員
2級	相当の経験を必要とする業務職の職務	0	-	職員	0			
3級	高度の経験を必要とする業務職の職務	0	-	職員	0			
4級	職長の職務	0	-	職長	0	0	-	職長
合計		0	-					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

病院企業職給料表(3)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	10	5.3%	職員	10	10	5.3%	職員
2級	副医長の職務	52	27.7%	副医長	52	52	27.7%	係長級
3級	1 医長の職務 2 副所長の職務(救命救急センター及びかわさき総合ケアセンターを除く。) 3 副室長の職務	43	22.9%	医長	43	43	22.9%	課長級
4級	1 副院長、部長又は担当部長の職務 2 部に相当する室又はセンターの長の職務 3 副所長の職務(救命救急センター及びかわさき総合ケアセンターに限る。) 4 困難な業務を行う医長、副所長(3級の副所長に限る。)又は副室長の職務	60	31.9%	部長・担当部長	57	60	31.9%	部長級
				室長	1			
				所長	2			
				計	60			
5級	1 病院長又は担当理事の職務 2 困難な業務を行う副院長、部長若しくは担当部長、部に相当する室若しくはセンターの長又は副所長(4級第3号の副所長に限る。)の職務	23	12.2%	病院長	2	23	12.2%	局長級
				担当理事	1			部長級
				副院長	5			
				部長・担当部長	9			
				室長・所長	5			
				副所長	1			
				計	23			
合計		188	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

病院企業職給料表(4)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員(以下「医療技術職員」という。)の職務	274	24.2%	職員	274	781	68.9%	職員
2級	高度の技術又は経験を有する医療技術職員の職務	507	44.7%	職員	507			
3級	主任の職務	229	20.2%	主任	229	229	20.2%	主任
4級	1 担当係長の職務 2 看護師長の職務	82	7.2%	担当係長	59	82	7.2%	係長級
				看護師長	23			
				計	82			
5級	課長補佐の職務	14	1.2%	課長補佐	14	14	1.2%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 副薬剤部長の職務 3 副看護部長の職務 4 食養科長の職務	24	2.1%	担当課長	15	24	2.1%	課長級
				副薬剤部長	2			
				副看護部長	5			
				食養科長	2			
				計	24			
7級	副院長、部長又は担当部長の職務	4	0.4%	副院長	2	4	0.4%	部長級
				部長	2			
				計	4			
合計		1,134	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。